

伊予市行政評価委員会委員(外部評価委員)を募集します

行政改革・政策推進室(内線668)

65歳以上の皆さんへ  
4月1日からの介護保険料について

長寿介護課(内線562)

市では、行政改革に関する取り組みとして、市が行うすべての施策及び事務事業(行政活動)について、妥当性・有効性・効率性などの観点から行政評価を行っています。

行政評価では、市職員が行う内部評価と市職員及び市関係者以外の委員(外部評価委員)で構成される行政評価委員会による外部評価を行います。

それぞれの結果を公表することで、住民の視点に立った市政運営を展開し、市民参画型のまちづくりを推進するものです。

この外部評価に関する調査・審議を行うに当たって「行政評価委員会」の構成委員となる公募による市民の皆さんを次のとおり募集します。

- **応募資格**  
市内に在住する20歳以上の方(市職員・市関係団体の役職者及び学生を除く。)
- **募集委員** 公募による市民2人
- **他の構成委員** 学識経験者2人、市長が必要と認める者2人

■ **任期** 2年

■ **報酬** 市の規定による報酬(日額を支給)

■ **開催日**

5月から11月までの間に10程度開催予定

■ **選考方法**

次項の作文による審査

■ **応募方法**

所定の応募用紙に応募の動機等を記入し、「協働と参画の市政運営」を題材とした作文(400字以上を添付の上、直接又は郵送、Eメールにて、4月24日(金)【必着】までに提出してください。

※応募用紙は、伊予市ホームページからダウンロードしていただくが、行政改革・政策推進室でお受け取りください。

※応募書類は返却しません。

※審査結果は全員に通知します。

■ **提出先・問い合わせ**

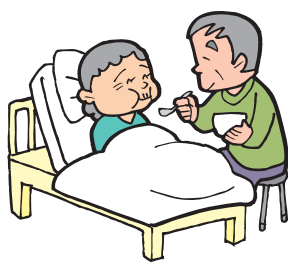
行政改革・政策推進室  
(〒799-3193、伊予市米湊820番地、Eメール policy@city.yo.lg.jp)

介護保険制度は、40歳以上の方に納めていただく保険料と、国・県・市の負担金を財源に運営されています。保険料は、伊予市にどのようなサービス量が必要かを検討し、それに対してどのくらいの費用が必要かを計算した額をもとに、所得に応じて設定されます。

平成21年度からの介護保険料は下表のとおりとなります。

介護保険料は、平成20年度の所得段階が決まる6月以降に確定します。そのため、7月に確定した保険料の通知書を送付します。

今後、今まで以上に高齢化が進み、介護サービスを利用する方が増えることが予想されます。介護サービスを十分に整えることができるように、そして介護が必要になったときには、だれもが安心してサービスを利用できるような、保険料は必ず納めましょう。



■平成21年度からの所得段階別の保険料

所得段階	対象者	保険料(年額)	
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯市民税非課税で老齢福祉年金受給者	28,200円	
第2段階	世帯全員が	合計所得金額+課税年金収入額≤80万円	28,200円
第3段階	市民税非課税	合計所得金額+課税年金収入額>80万円	42,300円
第4段階	4-1 本人が市民税非課税(世帯内に市民税課税者がいる)	合計所得金額+課税年金収入額≤80万円	49,000円
	4-2	合計所得金額+課税年金収入額>80万円	56,400円
第5段階	本人が市民税課税で年間の合計所得金額<200万円	70,500円	
第6段階	本人が市民税課税で年間の合計所得金額≥200万円	84,600円	

## 市営住宅補欠入居者の随時募集について

都市整備課（内線595）

平成21年度市営住宅補欠入居の希望者を次のとおり募集します。今回の募集は、平成22年3月31日までの間に空家となり、入居可能となった住宅に、その都度入居できる仕組みです。

### ■家賃

入居者の所得を基礎に、住宅の立地条件、規模、建築経過年数などに応じて決定します。

### ■入居申込資格

- 伊予市に住所又は勤務場所を有する方
- 地方税等を滞納していない方
- 現に同居又は同居しようとする親族の有る方(条件により単身者も可)

○所得が公営住宅法に定める基準に合っている方(各種控除後の月額が15万8千円以下の方)。ただし、特定公共賃貸住宅にあっては、特定優良賃貸住宅法に定める基準に合っている方(各種控除後の月額が15万8千円を超える方)。  
○そのほか、公営住宅法及び特定優良賃貸住宅法に適用する方

○入居申込者及び同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員である場合には、入居資格がありません。

### ■選考方法

○伊予市営住宅管理条例に基づき選考します。

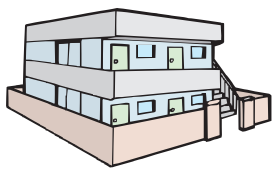
### ■申し込み

・受付期間  
4月10日(金) 8時30分～17時15分の執務時間中

### ・受付場所

都市整備課

※募集住宅について随時受け付けますが、入居順位は公開抽選で決定した最下位の次となります。



### 民生児童委員の変更について

3月1日付けで、民生児童委員の委嘱替えが行われ、次の方が新しい民生児童委員に決まりました。

氏名	仲田 美智子さん
電話番号	983-5616
担当地区	米湊(本郷上、七反)

■問い合わせ 福祉課(内線526・527)

### 市役所の窓口時間が変わります

市職員の勤務時間の変更に伴い、4月1日から市役所窓口の時間が15分短縮されます。窓口の取扱時間は次のとおりとなります。

	市役所の窓口時間
3月31日まで	8:30～17:30
4月1日から	8:30～17:15

■問い合わせ 総務課人事担当(内線561)

### (社)伊予市シルバー人材センターからのお知らせ

#### ■お役に立ちます

「シルバーパワー!!」

(社)伊予市シルバー人材センターは、豊かな知識・経験・技能を持った会員が、

○屋内外の一般作業(除草、清掃、エアコン清掃)

○サービスマン(家事援助)

○技術分野(剪定、大工作业、網戸・障子の張り替え)

○事務分野(毛筆筆耕、受付事務)

○管理分野(駐車場・マンション管理)

○農作業の手伝いなど、さまざまな分野の仕事を引き受けます。まずはお気軽にご連絡ください。

■会員を募集しています！  
あなたの知識や経験を生かしてみませんか？

シルバー人材センターでは、伊予市在住、60歳以上の健康で働く意欲のある方を募集しています。加入を希望する方はご連絡ください。

#### ■問い合わせ

(社)伊予市シルバー人材センター  
☎946-17377



あなたの受水槽・高架水槽を適正に管理していますか？  
貯水槽水道の維持管理について

水道課（内線713）

ビル・アパート・学校などの多くは、水道水を受水槽や高架水槽にいったんためて、各戸・多用途に供給し、使用しています。これらの施設を貯水槽水道といいます。

このようなところでは、管理が十分でないとき水が汚れる可能性があります。受水槽や高架水槽の設置者(管理者)

は責任を持って管理し、利用者の安全・安心を心掛けましょう。



ご家庭・事業所の水道配管は大丈夫ですか？

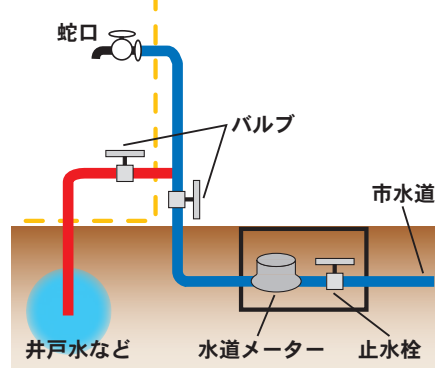
「市水の給水管」と「井戸水などの管やその他設備に使用する管」が直接連結されていませんか？

これは、クロスコネクション(誤接合)といい、上水道と井戸水等を接続することにより、井戸水が水道管へ逆流するなど、水質汚染につながるため、水道法により固く「禁止」されています。

また、バルブを設置し、必要に応じて水道水と井戸水などを切り替えて使用している状態もクロスコネクションになります。現在、クロスコネクションに

なっているご家庭・事業所の方は、早急に改善をしてください。

■クロスコネクションの例



土地・家屋の価格等縦覧帳簿を縦覧しています

税務課（内線531）

固定資産税の納税者及び納税者の委任を受けた方は、「土地価格等縦覧帳簿」「家屋価格等縦覧帳簿」で、比較したい土地、又は家屋地番を指定して縦覧することができます。

また、納税者は、自分の資産内容が分かる「課税台帳」も閲覧できます。

※縦覧・閲覧の際には、本人確認ができるもの(運転免許証・健康保険証など)

をお持ちください。

■縦覧期間 4月1日(水)～30日(木)

■縦覧場所・問い合わせ

税務課又は各地域事務所総合窓口課



就学の困難なご家庭のために『就学援助制度』があります

市では、経済的な理由で就学が困難な家庭に対して、学用品費・校外活動費・給食費などを援助しています。

詳しくは、お子さんの通っている小学校・中学校へご相談ください。

■問い合わせ 各小・中学校、又は、教育委員会学校教育課(内線722)へ。

＝ 4月の市税納期＝

今月の市税の納期は次のとおりです。納期限までに必ず納めましょう。

	納期限	口座引落日
固定資産税(第1期)	4月30日(木)	4月27日(月)

■問い合わせ 会計課(内線548・549)

## 安心して農地の貸し借りができます 「利用権設定等促進事業」

農業委員会事務局（内線577・587）

農業委員会では、4月と10月の年2回、農業後継者等に農地を集積することを目的に、農地の貸し借りを行う「利用権設定等促進事業」を実施しています。

この事業で貸し借りをすると、貸借期間終了と同時に農地が返還されるので、安心して貸し借りが

## 農業者年金でゆとりある老後を 農業者年金に加入してみませんか？

### ■新農業者年金制度

#### 5つのポイント

#### ①「積立方式」で長期的に安定

財政方式が、これまでの加入者の世代が受給者の世代を支える賦課方式から「積立方式」に改められました。

#### ②保険料の助成があります

認定農業者や青色申告農業者など、一定の条件を満たせば、国からの保険料助成がある唯一の政策年金です。

#### ③80歳まで補償が付いた終身年金

年金は終身受給できますが、仮に加入者や受給者が80歳までに死

できます。

#### ■申出受付期間

4月1日(水)～20日(月)

#### ■申込方法

申出書に必要事項を記入し、地区担当農業委員又は農業委員会事務局に提出してください。

亡じた場合には、80歳までに受けるはずの農業者老齢年金の死亡時における現在価値相当額を死亡一時金として遺族の方が受け取れます。

#### ④自由に選択できる保険料

保険料は、月額2万円～6万7千円の間で自由に選択でき、またいつでも見直すことができます。（※保険料の助成を受けている期間は月額2万円が固定）

#### ⑤税制面で大きなメリット措置

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、大きな節税のメリットが得られます。

## 「いよし安全・安心メール」 の登録をお願いします

市では、安全で安心なまちづくりの一環として、市民の皆さんに防犯・防災に関する情報をEメールで提供する「いよし安全・安心メール」の配信を行っていますので、ご利用ください。

### ■配信する内容

- ・気象庁発表の情報(警報・注意報・天気予報等)
- ・災害時の避難勧告等の緊急なお知らせ
- ・不審者情報
- ・市からのお知らせ

■登録時のメールアドレス  
entry-iyo@bousai-mail.jp

■問い合わせ  
防災安全課(内線564)



## ホフ ステッフ 消費者力

さまざまな悪質商法の被害が報道されても、なお被害は続いています。自分たちの生活を守るためには、まず消費者意識を高める必要があります。くらしを取り巻く情報を収集する力(知る力)を身に付け、考えて行動できる消費者になりましょう。

### 〈4月1日から改正される法律等〉

#### 【「家電リサイクル法」の対象製品の追加】

従来の「ブラウン管テレビ」「エアコン」「冷蔵庫・冷凍庫」「洗濯機」に、「液晶テレビ・プラズマテレビ」「衣類乾燥機」が追加されます。

#### 【長期使用製品安全点検制度】

経年劣化による製品事故を防止するため、点検制度を設けた9品目を指定。

#### 【長期使用製品安全表示制度】

長期にわたり使用される対象品目(5品目)に、長期使用時の注意喚起を促す表示が義務付けられました。※詳しくは、経済産業省ホームページをご覧ください。

◎消費生活についてお困りのときは

消費者相談窓口(産業経済課内)  
☎982-1111(内線573)



入社・退職など異動をした方へ  
国民健康保険の届け出はお済みですか

健康保険課（内線545）

会社に入社して健康保険に加入し、国民健康保険が切れた場合は、市役所へ届け出をしなければなりません。自動的に切り替わると思っていないでしょうか？また、退職しても元氣だからと、健康保険をそのままにいませんか？

社会保険などでは、職場で手続きをとってくれますが、国民健康

保険の場合、皆さんの責任で手続きをしなければなりません。特に会社を辞めた時に忘れがちですが、14日以内に届け出を行う必要があります。

届出が遅れた場合は、退職時にさかのぼって保険税がかかり、また、その間の医療費は全額自己負担となりますのでご注意ください。

出産育児一時金受領委任払制度について

国民健康保険の加入者が出産すると、出産育児一時金として子ども1人あたり38万円が支給されますが、申請によりそれを市から直接医療機関へ支払うことができます。

この制度により、出産費用が38万円を超える場合は、超えた分だけの支払いで済むこととなります。また、出産費用が38万円未満の場合は、差額を世帯主に支給します。

■利用対象者

○出産育児一時金の支給が見込まれる世帯主(国民健康保険加入者)  
○医療機関から受領委任払の同意を得られる方

母子家庭の方へ  
医療費受給者証の更新手続きをお忘れなく

健康保険課（内線524）

現在、「母子家庭医療費受給者証」をお持ちの方で、有効期限が3月末日となっている方は、4月1日以降更新期間中に、次の資格を確認できるものを持参し、更新手続きを行ってください。

■更新期間

4月1日(水)～20日(月)

■更新場所

健康保険課、中山・双海各地域事務所総合窓口課

■持参するもの

- 母子家庭医療費受給者証
- 受給者の健康保険証
- 印鑑
- 学校に在籍している方…新学年の在学証明書
- 就職していない方…扶養事実申立書

70～74歳の方へお知らせ

現在、病院などを受診するときの自己負担が1割の方は、平成21年4月～平成22年3月まで引き続き**1割**に据え置かれます。

※ただし8月に、前年の所得をもとに新年度の負担割合が変更される場合があります。

- すでに3割負担となっている方は除きます。
- 後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の対象となる一定の障害があると認定された方は除きます。

制度改正によって平成21年4月から、70～74歳の方のうち自己負担が1割の方は、医療機関にかかったときの自己負担が2割に引き上げられることになっていましたが、この改正が引き続き凍結され、平成21年4月～平成22年3月まで1割に据え置かれます。

■問い合わせ 健康保険課(内線524)

学生の皆さんへ

## 「国民年金学生納付特例制度」をご存じですか？

健康保険課（内線547）

### 学生納付特例制度とは

国民年金は、20歳以上のすべての人が加入することになっていきます。学生の方も例外ではありません。しかし、学生の方は一般的に収入がない等の理由で、保険料を納めることが難しいため、学生本人の所得が一定額以下の場合に、在学期間中の保険料を猶予される「学生納付特例制度」があります。

### 対象となる学生は

大学（大学院）、短大、高校、専門学校、各種学校（※1）等に在学する20歳以上の学生等（※2）であって、学生本人の所得が118万円（一定の目安）以下である方。

（※1）各種学校の対象は、終業年限が1年以上の課程に在学している方です。（私立の各種学校については都道府県の認可を受けた学校に限られます。）  
（※2）夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれます。

### 届出方法が変わります

学生納付特例制度は、毎年度申請しなければなりません。

### ＜継続の手続きをする方＞

平成21年度に在学予定と分かる方には、社会保険事務所から申請書（ハガキ）が郵送されますので、必要事項を記入の上、返送してください。

＜新規に申請をする方・申請書が送付されない方＞

市役所窓口で申請をしてください。

### ○届出に必要なもの

・新学年の在学証明書又は学生証（両面の写し）  
・年金手帳  
・印鑑（スタンプ印は不可）  
を持参の上、市役所健康保険課へ。

### 追納ができます

学生納付特例期間は、将来受け取る老齢基礎年金の受給資格要件には算入されませんが、年金額には反映されません。このため、この期間については、10年以内であれば、保険料をさかのぼって納めることができます。

## ＝ 市内の交通事故状況 ＝

（2月末日現在）

	2月	累計	前年比
発 生	21件	34件	+ 7 件
死 者	0人	0人	- 2 人
傷 者	31人	52人	+ 24人

シートベルトを正しく着用しましょう！

## ＝ 市内の街頭犯罪等発生状況 ＝

（2月末日現在）

	2月	累計	前年比
侵 入 盗	2 件	2 件	- 18件
自 動 車 盗	0 件	1 件	+ 1 件
オ ー ト バ イ 盗	0 件	0 件	- 5 件
自 転 車 盗	7 件	14 件	+ 9 件
車 上 ね ら い	3 件	5 件	- 3 件

安全は一人ひとりの意識から  
安心は人のつながり 地域から

## 水道の休日当直当番業者

◆土・日曜日、祝日の上水道、簡易水道、条例水道の緊急業務（簡易な修理は除く。）は、次の当直水道指定工事業者にご相談ください。

月	日	指定工事業者	電 話
4	4(土)	(有)協和設備工業 上吾川	983-4185
	5(日)	(有)栄電機設備 中山	967-1318
	11(土)	(株)伊予設備 米 湊	983-4613
	12(日)	岩井水道工業所 大 平	983-3066
	18(土)	藤岡工業(株) 上 灘	986-0350
	19(日)	(有)二宮水道工業 下吾川	983-2819
	25(土)	未来設備 尾 崎	983-5282
	26(日)	功栄設備 中 村	982-5888
	29(水)	(有)升田金物店 出 漕	967-0067
5	2(土)	(有)ハヤタ設備工業 上吾川	983-0398
	3(日)	西岡建材(株) 下吾川	983-1598
	4(月)	友澤設備 大 平	982-1381
	5(火)	武智水道工業(株) 上三谷	982-1268
6(水)	(有)田中興業 中 山	967-0558	

※業者への依頼は、8:00～17:00の時間帯にお願いします。

※水道メーターから宅地内側の修理は、すべて有料です。

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。  
家族で見直そう！わが家の防火対策

伊予消防署 ☎ 982-10657

「54,582」「約1,262億」「2,005」これらは何の数字だと思いますか？実はすべて火災にまつわる数字なのです。

平成19年中の全国での火災件数は「54,582件」、損害額「約1,262億円」、そして「2,005人」の尊い命が失われました。

火災を予測できる人はいません。消防にできることは、発生した火災による被害をできるだけ小さくすることしかありません。ですから、まず皆さんの手で火災を未然に防ぐこと「防火」が大切なことです。ひとつことではない「わが家の防火対策」について、今一度考えてみましょう。

◎タバコ

・燃えやすいものの近くや布団、ベッドの上では絶対に吸わないようにしましょう。

・最後は確実に火を消して、吸い殻はこまめに捨てましょう。



◎台所

・コンロの周りは整頓して、燃えやすいものは置かないようにしましょう。

・揚げ物など、コンロの使用中は絶対にそばを離れないようにしましょう。

◎電気器具

・コンセントにホコリがたまらないよう定期的に掃除をしましょう。

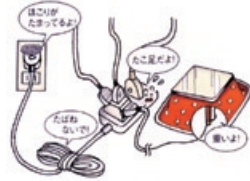
・たこ足配線やコードを束ねて使用するのをやめましょう。

・コードが家具などの下敷きにならないように気を付けましょう。

◎その他

・燃えやすいものを家の周りに置かないようにしましょう。

・マッチやライターなどは、子ども手の届かない場所に置きましょう。



消防豆知識  
知ってますか？

消火器のこと

身近な消火器具として定着している「消火器」。知っているようで意外と知らない消火器のあれこれ、もとも一般的A B C粉末消火器を例にみてみましょう。

《青》《黄》《白》のマーク

- （青）電気器具などによる電気火災（C火災）
- （黄）灯油やガソリンなどによる油火災（B火災）
- （白）木や紙、布などが燃える普通火災（A火災）



このように「A B C」という名前は、対応する火災の種類からきていて、この消火器は家庭で起こるほとんどの火災に対応しています。また、中に入っている粉末は環境に優しく、植物の肥料としても使われるもので、人間に対しても無害です。

《A B C》消火器の使い方

- ①黄色の安全栓を抜く
- ②ノズルを火元に向ける
- ③レバーをしっかりと握り、ほつきではくようにしながら近づく



■伊予市管内の火災と救急出場件数(2月末日現在)

種別	2月分		累計(1月から)	
	件数		件数	
火災	本庁	0	本庁	1
	中山	1	中山	2
	双海	0	双海	0
件数		1		3
救急出場	本庁	106	本庁	233
	中山	14	中山	33
	双海	14	双海	38
件数		134		304

火災・救急 → 119  
火災救急病院 案内 982-5959

住宅用火災警報器の設置の義務化

■設置期限

新築住宅…すでに設置が義務付けられています

既存住宅…平成23年6月1日までに設置

■設置場所

寝室の天井又は壁の上部

(寝室が2階以上にある場合は、その階段にも設置)

※詳しくは、伊予消防署又は各出張所へ。